

2018年11月

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

びわ湖観光船オーミマリン
近江トラベル株式会社
業務部旅客船課

近江トラベル(株)船舶事業のオーミマリンは、西武グループビジョンのスローガン「でかける人を、ほほえむ人へ。」を実現すべく、「安全・安心」と「お客さま目線に立って」を基本に、船舶運航事業者として、輸送の安全を確保することを最大の使命とし、コンプライアンスの徹底と安全最優先の企業風土の醸成に努め、安全方針「一致協力して旅客輸送の安全確保に努めます。」のもと、代表取締役をはじめとした全ての役員、従業員が一丸となって、旅客輸送の安全性向上に取り組んでまいります。

1. 基本方針

船舶事業において安全管理にかかわる全社的な意図および方向性を明確に示し、代表取締役をはじめ従業員全員に周知徹底を図ります。

- (1) 従業員全員が一致協力して旅客輸送の安全確保に努めます。
- (2) 輸送の安全に関する関係法令及び安全管理規程をよく理解すると共に、これらを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
- (4) 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と認められる取扱いを致します。
- (5) 事故、災害等が発生したときは人命救助を最優先に行動し、速やかに安全かつ適切な措置を講じます。
- (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。
- (8) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

2. 安全に関する目標（2018年度）

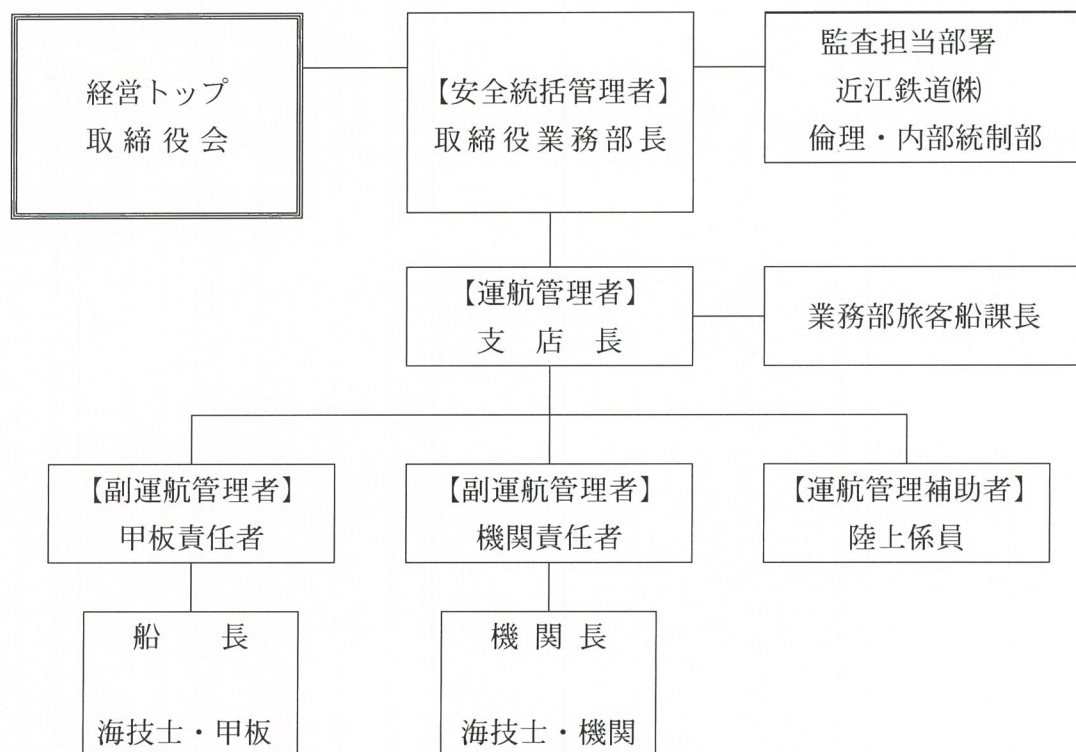
- (1) 重大事故ゼロ
- (2) 有責事故ゼロ
- (3) 労災事故ゼロ
- (4) 飲酒運転・操船の根絶
- (5) 食の安全確保

3. 事故等のご報告（2017年度）

2017年度 有責事故1件。

第5わかあゆによる琵琶湖汽船いんたーらーけんへの接触。2017年11月9日竹生島2号岸壁に右舷着けする際、左エンジンが停止したため、強風にあおられて1号岸壁に停船している琵琶湖汽船いんたーらーけんに軽く接触した。原因は船舶の老朽と振動によるものと考えられたため全船舶の燃料系統の再チェックを行う。

4. 安全管理組織

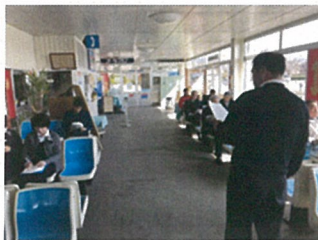


5. 重点施策

- (1) 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。
- (2) 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
- (3) 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
- (4) 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

6. 安全に関する取り組み実施状況（2017年度）

- (1) 近江鉄道グループ安全推進委員会 … 年12回
 - ・近江鉄道グループ各社の安全に関する取り組みと結果の報告
- (2) 経営トップの事業所巡視 … 随時
 - ・代表取締役による事業所の巡視および訓示
- (3) 近江トラベル(株)責任者会議 … 毎月1回開催
 - ・当社全事業の責任者を対象に取り組みと結果報告
- (4) コンプライアンス研修 … 3回実施（全従業員受講）
 - ・全従業員を対象に社内コンプライアンス研修を実施
- (5) 船舶乗組員研修 … 2回受講
 - ・近畿旅客船協会主催の船舶乗組員研修会に参加、受講
- (6) 安全統括管理者・運航管理者研修 … 2回受講
 - ・近畿運輸局主催の研修会に参加、受講
 - ・中部運輸局敦賀支局主催の研修会に参加、受講
- (7) 船舶水難事故救助訓練 … 6月
 - ・彦根地方水上安全協会、彦根警察署、滋賀県水上警察隊、彦根市消防本部他と「船舶水難事故救助訓練」を合同で実施
- (8) オーミマリン敦賀営業所従業員の安全研修および救助訓練 … 7月
 - ・シーズン前の従業員安全研修、救助訓練実施



- (9) 船舶事業従業員の安全研修 … 随時
 - ・船舶事業に従事する従業員を対象とした安全研修会を実施
- (10) 彦根市火災防御合同訓練 … 11月



- (11) 内部監査
 - ・監査部門の近江鉄道(株)倫理・内部統制部による監査を受けた。
- (12) 春季および秋季の全国交通安全運動の取組
 - ・船舶事業の重点実施事項を定めた運動を展開

(13)近畿および中部運輸局による夏季多客期前安全点検の実施

- ・7月初旬に、近畿運輸局がオーミマリン彦根港支店へ、また、中部運輸局がオーミマリン敦賀営業所へ夏季多客期前安全点検を実施

(14)年末年始等の輸送に関する安全総点検

- ・代表取締役の巡視および訓示と自主点検表による点検実施

(15)船舶設備投資および整備

①船舶の冬期整備

- ・冬期オフシーズン中に船体、機関等の整備を実施、次期シーズンの安全運航に備える



(16)健康管理

- ・定期健康診断（年2回）の結果で有所見者は医療機関受診徹底（100%受診）

(17)飲酒運転撲滅

- ・安全管理規程に則り、アルコール検知器にて検査を実施し、ネット回線を使用した監視体制を確立

(18) シーズンイン時の安全祈願祭

- ・毎年3月のびわ湖開きのシーズンインに際し、安全祈願祭礼を実施



7. 安全管理規程

第 1 章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する旅客船（以下「船舶」という。）の業務（付随する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制および業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用 語	意 義
1	安全マネジメント態勢	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、あるべき手順および方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
2	経営トップ	事業者において最高位で指揮し、管理する個人またはグループ
3	安全方針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図および方向性
4	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
5	安全統括管理者	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
6	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航管理に関する統轄責任者
7	副運航管理者	特定の区域内にある船舶の運航管理に関し、運航管理者を補佐し、かつ運航管理者のうち特定の職務を分掌する者
8	運航管理補助者	運航管理者または副運航管理者の職務を補佐する者（営業所に勤務する場合は運航管理者または副運航管理者の職務の一部を分掌する。）
9	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
10	陸上作業員	陸上において、旅客の整理、誘導等の作業に従事する者
11	運航計画	起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画
12	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航および入渠、予備船の投入等に関する計画
13	配乗計画	乗組員の編成およびその勤務割りに関する計画
14	発航	現在の停泊場所を解らんして、次の目的港への航海を開始すること

15	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
16	港内	港則法に定める港の区域内（港則法に定めのない港については港湾法に定める港湾区域内、港則法又は港湾法に定めのない港については社会通念上港として認められる区域内）ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く
17	入港	港の区域内、港湾区域等において狭水路、関門等を通航して防波堤等の内部へ進航すること
18	運航	「発航」、「基準経路および基準速力による航行の継続」または「入港（着岸）」を行うこと
19	反転	目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引き返すこと
20	気象・水(海)象	風速（10分間の平均風速）、視程（目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる）および波高（隣り合った波の峰と谷との鉛直距離）
21	運航基準図	航行経路（起終点、寄港地、針路、変針点等）、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
22	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合は、その先端までを含む
23	陸上	船舶以外の場所。ただし、陸上施設の区域内に限る
24	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
25	陸上施設	岸壁（防舷設備を含む）、旅客待合所等船舶の係留、旅客の乗降等の用に供する施設

（運航基準、作業基準および事故処理基準）

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準を定める。

2. 船舶の運航については、この規程および運航基準に定めるところによる。
3. 旅客の乗下船、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程および作業基準に定めるところによる。

4. 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程および事故処理基準に定めるところによる。

第2章 経営トップの責務

(経営トップの主体的関与)

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令および社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定および確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

(経営トップの責務)

第5条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

2. 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第6条 経営トップは、安全管理にかかわる全社的な意図および方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。

2. 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。
 - (1) 関係法令および社内規程の遵守と安全最優先の原則
 - (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善
3. 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。
4. 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し、実施する。

2. 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。

3. 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
4. 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者、副運航管理者および運航管理補助者を置く。

本社（旅客船課）	安全統括管理者	1名
	運航管理者	1名
	副運航管理者	1名
	運航管理補助者	1名
彦根港支店	副運航管理者	1名
	運航管理補助者	1名
敦賀営業所	副運航管理者	1名
	運航管理補助者	2名

2. 各営業所の管理する区域は、次のとおりとする。

彦根港支店 … びわ湖および瀬田川
敦賀営業所 … 敦賀港内

第4章 安全統括管理者および運航管理者等の選解任ならび代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者および運航管理者の解任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者または運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者または運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行なうことが困難になったとき
- (3) 安全管理規程に違反する等により、運航管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(副運航管理者および運航管理補助者の選任または解任)

第12条 経営トップは、安全統括管理者および運航管理者の推薦により副運航管理者および運航管理補助者を選任する。

2. 経営トップは、安全統括管理者および運航管理者の意見を聴いて副運航管理者および運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者は、副運航管理者・運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。

2. 前項の場合において、運航管理者は2人以上の者を順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者および運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

2. 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは、経営トップが職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として彦根港営業所に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは副運航管理者・運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。

2. 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と副運航管理者・運航管理補助者の連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

(副運航管理者の勤務体制)

第16条 副運航管理者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内に船舶が就航している間は、原則として営業所に勤務するものとし、当該区域内に船舶が就航している間に職場を離れるときは、当該営業所の運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。

2. 副運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由によりその職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ当該営業所の運航管理補助者にその職務を引継

いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に副運航管理者と運航管理補助者との連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、運航管理補助者が自動的に運航管理者の職務を代行するものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

第17条 運航管理補助者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内に船舶が就航している間は、原則として当該営業所に勤務するものとする。勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

第6章 安全統括管理者および運航管理者等の職務および権限

(安全統括管理者の職務および権限)

第18条 安全統括管理者の職務および権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順および方法を確立し、実施し、維持
- (2) 安全マネジメント態勢の課題または問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達およびコミュニケーションの確保、事故等の報告、是正措置および予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況および改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること

(運航管理者の職務および権限)

第19条 運航管理者の職務および権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航管理および輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程を遵守してその実施を図ること
 - (2) 船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること
 - (3) 副運航管理者および運航管理補助者を指揮監督すること
2. 運航管理者の職務および権限は、法令に定める船長の職務および権限を侵しまたはその責任を軽減するものではない

(副運航管理者の職務)

第20条 副運航管理者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内にある船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに運航管理者の指揮を受けて次の事項を分担する。

- (1) 気象・水（海）象に関する情報、旅客数、港内事情その他船舶の運航管理のために必要な情報の収集ならびに船長への伝達

- (2) 運航基準図の作成または改定のための資料の収集
- (3) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の指揮監督
- (4) 陸上における旅客の乗下船および船舶の離着岸の際における作業の指揮
- (5) 陸上施設の点検および整備
- (6) 旅客等が遵守すべき事項等の整備

(運航管理補助者の職務)

第21条 運航管理補助者は、運航管理者または副運航管理者を補佐し、運航管理者または副運航管理者がその職務を執行できないときは、その職務を代行する。

- 2. 陸上において、旅客の整理・誘導等の作業を実施する。

第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第22条 安全統括管理者または運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織または使用船舶の変更、航路の新設または廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは船長の意見を聴取のうえ、遅滞なく規程を変更する発議をしなければならない。

- 2. 経営トップは、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画・配船計画および配乗計画

(運航計画および配船計画の作成および改定)

第23条 運航計画または配船計画を作成または改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況および自然的性質についてその安全性を検討するものとする。

(配乗計画の作成および改定)

第24条 配乗計画を作成または改定する場合は、運航管理者は法定職員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むことになっているか等について、その安全性を検討するものとする。

(運航計画、配船計画および配乗計画の臨時変更)

第25条 運航計画、配船計画または配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前2条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

2. 船舶、陸上施設または港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、船長および運航管理者は協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画または配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

- 第26条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・水（海）象が一定の条件に達したと認めるとき、または達する恐れがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。
2. 船長は、運航中止に係る判断が困難であると認めるときは運航管理者と協議するものとする。
 3. 前項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
 4. 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。
 5. 運航管理者は、船長が運航中止の措置または運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
 6. 運航中止の措置をとるべき気象・水（海）象の条件および運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

- 第27条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないときまたは運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示すると共に安全統括管理者へ連絡しなければならない。
2. 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続または入港を促し、もしくは指示してはならない。

(経営トップまたは安全統括管理者の指示)

- 第28条 経営トップまたは安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。
2. 経営トップまたは安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。
 3. 経営トップまたは安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が（運航管理者を経由して）あった場合は、その理由を求めない。

ればならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

第29条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行なうものとする。

(運航の可否判断等の記録)

第30条 運航管理者および船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置および協議の結果等を記録しなければならない。

第10章 運航に必要な情報の収集および伝達

(運航管理者の措置)

第31条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し(4)および(5)については必ず、その他事項については必要に応じ、船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・水(海)象に関する情報
- (2) 港内事情、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数
- (6) 乗船待ちの旅客数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他、航行の安全確保のために必要な事項

(船長の措置)

第32条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。

- (1) 発航前点検を終えたとき
 - (2) 運航基準に定められた地点に達したとき
 - (3) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
 - (4) 運航計画または航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理または整備を必要とする事態が生じたとき
2. 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。
- (1) 気象・水(海)象に関する情報
 - (2) 航行中の水路の状況

(運航基準図)

第33条 運航管理者は、船長と協議して運航基準図を各航路ごとに作成しなければならない。

2. 運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。

第 11 章 輸送に伴う作業の安全確保

(危険物等の取扱い)

第34条 危険物その他の旅客の安全を害する恐れのある物品の取扱いは、法令および作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第35条 旅客の乗下船および船舶の離着岸時の作業については、作業基準に定めるところによる。

(発航前点検)

第36条 船長は、発航前に船舶が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

(船内点検)

第37条 船長は、離岸後すみやかに乗組員に指示をして旅客室その他必要と認める場所を点検させ、法令および運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況、その他異常の有無を確認させなければならない。

2. 乗組員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし、急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに速やかに船長に報告するものとする。

3. 乗組員は、異常の有無を船長に報告するものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第38条 運航管理者および船長は、法令および作業基準に定めるところにより、陸上および船内において旅客等の遵守すべき事項および注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第39条 船舶の運航に関与する社員の全ては、業務時間中の飲酒をしてはならない。

2. 乗組員は、飲酒等の後、正常な業務ができるようになるまでの間、およびいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.05mg以上である間、業務に従事してはならない。
3. 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な業務ができるようになるまでの間、およびいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.05mg以上である間、業務に従事させてはならない。

第12章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第40条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第41条 船長は船舶の船体、機関、諸設備、諸装置等について、原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。ただし、当日発航前点検を実施した事項については点検を省略することができる

(陸上施設の点検整備)

第42条 運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて、毎日1回以上、係留施設・乗降用施設等について点検し、異常のある箇所を発見したときは、ただちにその修復整備の措置を講じなければならない。

第13章 水(海)難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第43条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全確保を最優先とすること
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること
- (5) 陸上作業員は、陸上で取りうるあらゆる措置を講ずること

(船長のとるべき措置)

第44条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況および講じた

措置を速やかに運航管理者および警察官署または海上保安官署等に連絡しなければならない。

2. 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合、または陥るおそれがある場合は、ただちに遭難信号を発しなければならない。

(運航管理者のとりべき措置)

第45条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき、または船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとると共に、安全統括管理者へ速報しなければならない。

(経営トップおよび安全統括管理者のとりべき措置)

第46条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとると共に経営トップへ速報しなければならない。

2. 経営トップおよび安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

第47条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

(通信の優先処理)

第48条 事故関係の通信は最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

(関係官署への報告)

第49条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局および警察官署または海上保安官署等にその概要および事故処理の状況を報告しなければならない。

(事故の原因等の調査)

第50条 安全統括管理者および運航管理者は、それぞれの職務に応じ、事故の原因および事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止および事故処理の改善を図るものとする。

第 14 章 安全に関する教育、訓練および内部監査等

(安全教育)

第51条 安全統括管理者および運航管理者は、副運航管理者、運航管理補助者、陸上作業員、乗組員、安全管理に携わる者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準および事故処理基準を含む。）、船員法および海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な教育を定期的の実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2. 運航管理者は、航路の状況および水（海）難その他の事故およびインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し、随時または前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(操 練)

第52条 船長は、法令に順じて操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者に報告するものとする。

(訓 練)

第53条 安全統括管理者および運航管理者は、経営トップの支援を得て関係者と共に年 1 回以上事故処理に関する訓練を実施しなければならない。訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。

(記 録)

第54条 運航管理者は、前 3 条の教育等を行なったときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(内部監査および見直し)

第55条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者と共に年 1 回以上船舶および陸上施設の状況ならびに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中および航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合には速やかに実施する。

2. 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。
3. 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向けて作業する。
4. 内部監査および見直しを行ったときは、その内容を記録する。
5. 内部監査を行う者は、安全統括管理者および運航管理者が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するた

め当該部門の業務に従事していない者（近江鉄道㈱倫理・内部統制部等）が監査を行う。

第15章 雑 則

（安全管理規程等の備付け）

第56条 安全統括管理者および運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準および事故処理基準を含む）および運航基準図を船舶、営業所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備え付けなければならない。

（情報伝達）

第57条 安全統括管理者は、パソコン、社内LAN等を活用した輸送の安全確保に関する情報データベース化を行うと共に、容易なアクセス手段を用意する。

2. 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへ直接上申する手段（社内メール、目安箱）等を用意する。
3. 安全統括管理者は、前項の上申またはその他の手段により安全に係る意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について社内へ周知する。
4. 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全に係る情報を適宜、外部に対して公表する。

附則

- ・この規程は、2009年4月1日より実施する。
- ・2014年4月1日改定